

○富山市駐車場条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第67号

改正 平成17年9月30日富山市規則第285号

平成22年9月30日富山市規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市駐車場条例（平成17年富山市条例第131号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(利用手続)

第3条 駐車場を利用しようとする者は、入場するときは駐車券発行機から駐車券（様式第1号）を抜き取り、出場するときは自動料金精算機に当該駐車券を挿入して当該自動料金精算機が表示した駐車料金（以下「料金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の場合において、回数駐車券（様式第2号）、定期駐車券（様式第3号）又はパーキングカード（様式第4号）を利用する者は、料金の納付に代えて当該回数駐車券、定期駐車券又はパーキングカードにより精算するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、富山市営総曲輪駐車場及び富山市営富山駅北駐車場に条例第3条ただし書に規定するバス（以下単に「バス」という。）を駐車しようとする者は、入場及び出場の時間について条例第2条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）の確認を受け、当該駐車時間に係る料金を納付しなければならない。

4 駐車場の定期駐車券による駐車は、駐車場所を指定するなど、特別な取扱いはしないものとする。

(駐車券等の紛失届)

第4条 駐車券を紛失した者は、駐車券紛失届（様式第5号）を指定管

理者に提出しなければならない。

(料金の減免)

第5条 条例第7条第3号に規定する自動車を駐車させようとする者は、市営駐車場料金減免申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(料金の還付)

第6条 条例第8条ただし書の規定により還付する定期駐車券料金の額は、次の各号に定めるところによる。この場合における当該還付の額の端数計算については、条例第4条後段の例による。

(1) 条例第8条第1号に該当するとき。 駐車場の供用を休止した日数(昼間券にあっては、当該休止した日数から日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除いた日数)を当該定期駐車券の有効期間の日数(昼間券にあっては、当該有効期間の日数から休日を除いた日数)で除して得た数を当該定期駐車券料金に乗じて得た額

(2) 条例第8条第2号に該当するとき。 市長が別に定める額

2 条例第8条第2号に規定する市長が必要と認めるときは、住居若しくは事務所の移転又は車両の廃止等やむを得ない理由により定期駐車券が不用になったときとする。

3 条例第8条ただし書の規定により、料金の還付を受けようとする者は料金還付請求書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

(定期駐車券)

第7条 定期駐車券を購入しようとする者は、市営駐車場定期駐車券購入申込書(様式第8号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 定期駐車券は、有効期間の開始の日7日前から発売する。

3 定期駐車券は、第1項の購入申込書に記載された車両番号の自動車以外の自動車に使用することができない。

4 定期駐車券を利用する者は、前項の自動車を変更したときは、当該定期駐車券を添え、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

5 市長は、定期駐車券を不正に使用した者に対し、以後の使用を停止することができる。

(駐車券の再発行)

第8条 回数駐車券、定期駐車券及びパーキングカードは、再発行をしない。ただし、定期駐車券を著しく汚損し、盗難を受け、又は紛失したときは、当該定期駐車券の発行を受けている者は、市営駐車場定期駐車券再発行申請書（様式第9号）により指定管理者に申し出て、再交付を受けるものとする。

(利用できる自動車の大きさ)

第9条 条例第9条の規則で定める大きさは、次のとおりとする。

駐車場の名称	自動車の大きさ（積載物を含む。）
富山市営城址公園駐車場	長さ6メートル、高さ2メートル以下のもの
富山市営桜町駐車場	長さ4.9メートル、高さ2メートル以下のもの
富山市営総曲輪駐車場	(1) 普通自動車等は、長さ5メートル、高さ2メートル以下のもの (2) バスは、長さ12メートル、高さ3.7メートル以下のもの
富山市営富山駅北駐車場	(1) 普通自動車等は、長さ5メートル、高さ2メートル以下のもの (2) バスは、長さ12メートル以下のもの

(利用者の遵守事項)

第10条 駐車場の利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内では徐行し、追越しをしないこと。
- (2) 駐車位置から離れる自動車を優先通行させること。
- (3) 標識及び係員の指示に従うこと。

(事故報告)

第 1 1 条 指定管理者は、駐車場の管理運営上事故が発生したときは、直ちに事故報告書(様式第 1 0 号)を市長に提出しなければならない。

(回数駐車券、定期駐車券及びパーキングカードの受払)

第 1 2 条 指定管理者は、回数駐車券、定期駐車券及びパーキングカードの受払状況を明らかにするため、受払簿を備え付けなければならない。

(管理日報)

第 1 3 条 指定管理者は、駐車場の管理状況を明らかにするため、管理日報を作成し、市長に報告しなければならない。

(細則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市駐車場条例施行規則(昭和 4 6 年富山市規則第 2 6 号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 1 7 年 9 月 3 0 日富山市規則第 2 8 5 号)

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 2 年 9 月 3 0 日富山市規則第 7 0 号)

この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

駐車券 富山市営 駐車場

24時間営業

注意事項記載欄

様式第2号(第3条関係)

	
回数駐車券	
円	
富山市営	駐車場
注意事項記載欄	
<div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>	

様式第3号(第3条関係)

(表)

	定期駐車券
有効 期間	
車両 番号	発行 番号
富山市営	駐車場

(裏)

注 意 事 項 記 載 欄

様式第4号(第3条関係)

(表)

	TOYAMA
	MUNICIPAL
	PARKING
パーキングカード	富山市営駐車場
◁ 発売額 円	

(裏)

注意事項記載欄

様式第5号(第4条関係)

駐 車 券 紛 失 届

年 月 日

(あて先)

届出者 住 所

氏 名

(TEL) 局 番

駐 車 券 紛 失 届

私は、富山市営 駐車場に 年 月 日 午前 時 分ごろ次の車両を駐  
車しましたが、駐車券を紛失しましたのでお届けするとともに、駐車中の車両を出場さ  
せてくださるようお願いします。

なお、このことについては、すべての責任を負うとともに、損害賠償の必要が生じた  
ときは、私においてお支払いします。

車 両 番 号			
運 転 免 許 番 号			
住 所			
氏 名			
再 発 行 番 号		確 認 者 印	

様式第6号(第5条関係)

市営駐車場料金減免申請書

年 月 日

(あて先)富山市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

駐 車 場 名	富山市営	駐車場
車 両 番 号		
車 両 所有者	住 所 又 は 所 在 地	電 話
	氏 名 又 は 名 称	
減 免 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
申 請 理 由		

様式第7号(第6条関係)

料 金 還 付 請 求 書				金 額	円
富山市駐車場条例施行規則第6条による還付金					
有効期間	年	月	日から	計	
	年	月	日まで	算	
上記金額を請求します。					
					年 月 日
					(あて先) 富山市長
請求者 住 所					
氏 名			印		

様式第8号(第7条関係)

市営駐車場定期駐車券購入申込書

年 月 日

(あて先)

申込者 住所又は所在地  
氏名又は名称

駐 車 場 名	富山市営 駐車場	
車 両 番 号		
車 両 所有者	住所又は 所在地	電話
	氏名又は 名 称	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第9号(第8条関係)

市営駐車場定期駐車券再発行申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称



駐 車 場 名	富山市営 駐車場	
既 発 行 定 期 駐 車 券 ・ 駐 車 証	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	発行番号	
	車両番号	
申 請 理 由		

様式第10号(第11条関係)

事 故 報 告 書

年 月 日

(あて先)富山市長



事 項	記 事
状 況	
処 置	
意 見	

- 様式第 1 号 (第 3 条 関係)
- 様式第 2 号 (第 3 条 関係)
- 様式第 3 号 (第 3 条 関係)
- 様式第 4 号 (第 3 条 関係)
- 様式第 5 号 (第 4 条 関係)
- 様式第 6 号 (第 5 条 関係)
- 様式第 7 号 (第 6 条 関係)
- 様式第 8 号 (第 7 条 関係)
- 様式第 9 号 (第 8 条 関係)
- 様式第 1 0 号 (第 1 1 条 関係)